



滋賀県道路整備 アクション プログラム

2013

【2013年3月策定】



どこに、どんな道路が、いつまでに必要か…

選択と集中による重点化を図り
地域に真に必要な道路を優先して整備

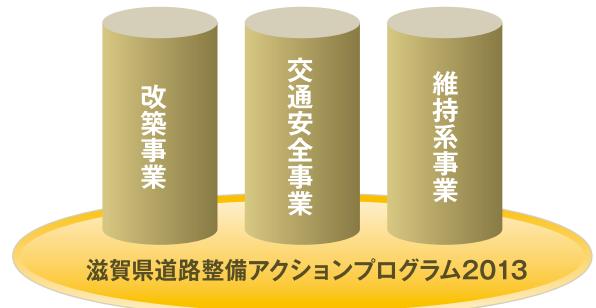
滋賀県 道路整備アクションプログラム2013

整備 重点方針

- ①早期事業効果の発現(効果が実感できる道づくり)
- ②通学路などの歩道整備の推進
- ③予防保全的維持管理計画に基づいた計画的な維持管理の実施

県内8地域で開催された地域ワーキングでの意見等を参考に、ワーキングにおいて選定していただいた「客観的評価マニュアル(改築事業)」の「地域の重点項目」に基づく評価結果等も踏まえて、今後10年間(平成25年度～34年度)の道路整備計画を策定しました。

厳しい財政状況が続く中、このプログラムに基づいて、真に必要な道路整備を推進し、本県の豊かな資源を活かし、均衡ある発展と個性ある地域づくりを目指します。



改築事業、交通安全事業、維持系事業の3つの柱で構成

❖ アクションプログラム2013の概要

産業活動を支援する 道路整備

道路事業:改築事業



湖東三山インター線(松尾寺工区)

- 名神高速道路秦荘PAに接続するスマートICへの道路整備

地域振興を支援する 道路整備

道路事業:改築事業



衛生日置前線(日置前工区)

- 道路ネットワークの充実
- 地域振興
- 歩道設置による通学路の安全性向上

誰もが利用しやすく 人に優しい道路整備

交通安全事業(歩道整備)



赤野井守山線(石田・下之郷・吉身工区)

- パリアフリー重点整備地区の特定道路に指定
- 小・中学生の通学路として利用
- 歩道幅員が狭く、また一部の区間では歩道が未整備

交通事故の抑制

交通安全事業(交差点改良)



彦根八日市甲西線(山之上工区)

- 変則交差点解消による事故減少や交通渋滞解消

期間:平成25年度～平成34年度(10年間)

アクションプログラム2013		アクションプログラム 2008	
箇所数:214箇所		225箇所	
道路事業:改築事業	113箇所	128箇所	
道路事業:交通安全事業 (歩道整備)	75箇所	77箇所	
道路事業:交通安全事業 (交差点改良)	13箇所	7箇所	
街路事業	13箇所	13箇所	

異常気象時や災害時に おける信頼性の高い 道路整備(橋梁の老朽化対策)

道路事業:改築事業



木之本長浜線美浜橋(川道南浜工区)

- 老朽化が進む美浜橋の架け替え

渋滞解消などの ための道路整備

街路事業



葛木竜法師線(葛木・竜法師工区)

- 大型車のすれ違い不能区間の解消
- 甲南ICへのアクセス道路
- JR草津線との立体交差

完成予想図

道路施設の計画的な維持管理

適切な管理計画に基づいた計画的な維持管理を実施します

◆方針

- ・事後保全から予防保全への転換
- ・将来の維持管理費を平準化
- ・道路施設の長寿命化
- ・計画的維持管理による道路利用者の安全確保

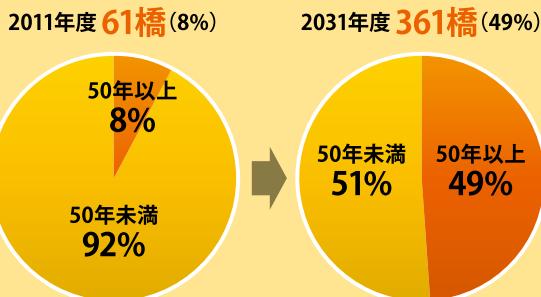
◆主要な取り組み

- ①橋梁長寿命化計画に基づき橋梁の予防保全を実施する。
- ②舗装については、経済性、長寿命化等を考慮した最適な舗装維持補修工法を採用することにより、舗装の耐用期間、走行性能の向上を図る。
- ③通学路の緊急点検および3省庁合同点検等の点検結果に基づき、計画的に安全対策を実施する。
- ④地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、緊急輸送道路における橋梁補強、道路狭隘部の改良、災害防除等を計画的に実施する。
- ⑤トンネル・側溝・擁壁などの道路構造物の維持修繕、路肩除草・道路植栽剪定などの適切な道路の維持管理を実施する。

◆構造物の高齢化が進行

H23年時点で、滋賀県において15m以上の橋梁は742橋あり、その中で、既に50年以上経過した高齢化橋梁は61橋(8%)。20年後には、361橋(49%)と急速に進行します。

【建設から50年が経過した橋梁の割合】



◆構造物の計画的な維持管理が必要

従来の悪くなってから直す（事後保全）では将来の維持管理費が増大します。予め計画的な補修を行う（予防保全）ことにより、構造物の長寿命化を図るとともに、コストの縮減や平準化を図ります。

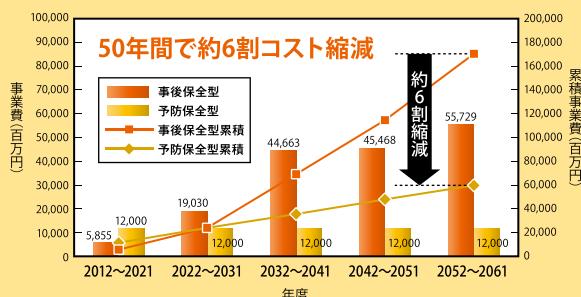
【橋梁点検の様子】



◆効率的な道路管理の必要性

適切な時期に適切な維持管理を行わないと、道路施設の傷みの進行が早いとともに、維持管理費用が高くなるため長寿命化計画の確実な実施が重要です。

【予防保全する場合と事後保全する場合の将来事業費の推移】



◆「事後保全」から「予防保全」へ

道路舗装は、自動車交通の荷重や気象の変化などの影響を常に受けるため舗装が老朽化し、ひび割れやわだち掘れといった損傷が発生します。損傷が大きくなつてから行う「事後保全」では維持管理コストが大きくなります。そのため、初期症状で対応することにより維持管理費を抑制する「予防保全」へ転換していきます。



舗装のひび割れにクラック注入を行うことで、雨水の舗装内への浸入を防ぎ、舗装寿命を延ばします。
劣化が軽微なうちに厚さ2～3cm程度の薄層でアスファルト混合物を施工します。

目標管理と検討課題

成果指標に基づく目標管理 «道路整備により私たちの生活はどのように変わらるのか»

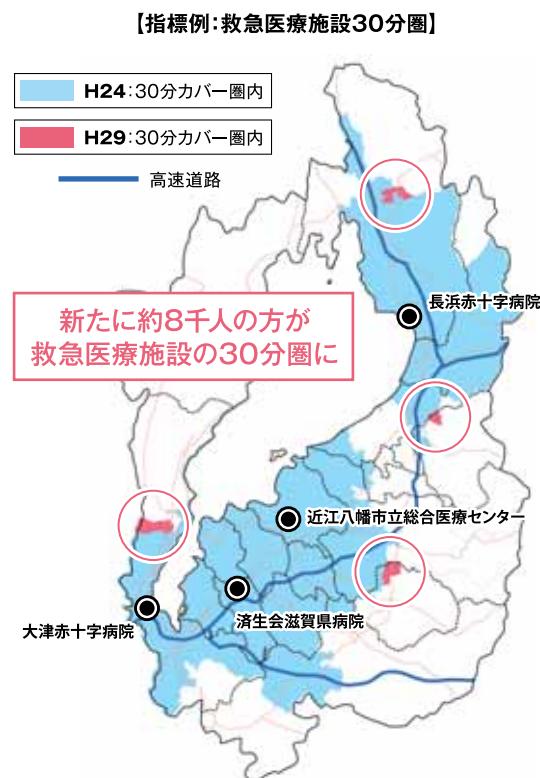
これまでの道路整備の効果を表す指標は改良率、整備延長といった道路整備量(アウトプット)に重点がおかれていました。滋賀県では今後、事業を実施したことにより、地域の人々の生活がどのように変化するのかを具体的に表す指標(アウトカム)を用いて、目標管理していきます。

◆主な成果目標

主な成果指標	政策目標	
	H24	H29
1 インターチェンジ30分圏人口	1,377.9 (千人)	1,387.9 (千人)
2 県管理道路における学校周辺の歩道整備延長	969.4 (km)	998.4 (km)
3 救急医療施設*30分圏人口	1,073.4 (千人)	1,081.5 (千人)

【環境改善に関する指標】温室効果ガス排出量
渋滞緩和等により改良区間の平均速度が40km/hから50km/hに上昇した場合のCO₂排出削減量:8kg/台・km
道路整備アクションプログラム2013によるH25~H29までの5年間でのCO₂排出削減量:2,843t(見込み)

*:救急医療施設のうち、第三次救急医療施設[救命救急センター(高度救命救急センターを含む)]を対象]



今後の検討課題 «スマートインターチェンジ設置可能性の検討»

滋賀県では、現在、3箇所のスマートインターチェンジ整備事業を実施していますが、他県に比べるとインターチェンジ間隔が広いため、高速道路が通過しているにもかかわらずインターチェンジが設置されていない市町が存在します。従来のインターチェンジに比べて簡易かつ低コストで設置可能なスマートインターチェンジの更なる導入について、高速道路の利便性向上、地域の活性化、物流の効率化等を図るために検討していきます。

検討課題

災害時において、迅速に救急・救援、復旧できるよう「命の道」をつなぐスマートインターチェンジ設置の可能性を地域の発展や活性化の観点も含めて市町と連携して検討していきます。

これにより、市町の「安全・安心のまちづくり」、「成長するまちづくり」、「魅力あるまちづくり」の計画立案に寄与します。

【スマートIC(スマートインターチェンジ)の整備イメージ】



◆スマートIC(スマートインターチェンジ)とは?

スマートICは、高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両(料金の支払い方法)を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジです。利用車両が限 定されているため、簡易な料金所の設置で済み、料金収員が不要なため、従来のインターチェンジに比べて低コストで導入できるなどのメリットがあります。

【滋賀県内のスマートインターチェンジ事業・位置図】

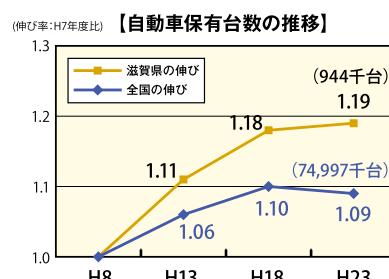
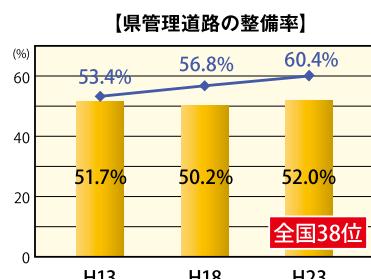
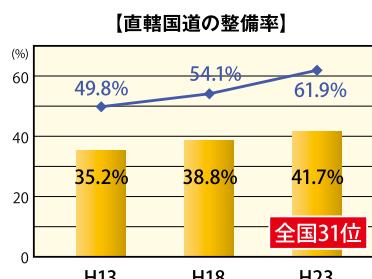


プログラム見直しの背景

◆ 滋賀県の道路・交通状況について

直轄国道および県管理道路とも低い整備率で、全国平均からは大きく遅れしており、交通需要増大に対して整備が追いついていない状況です。

出典:各年度発行の「道路統計年報」



整備率:渋滞なく走れる道路の割合を示す指標

[整備率 = (改良済延長 - 混雑度1以上の延長) ÷ 実延長]

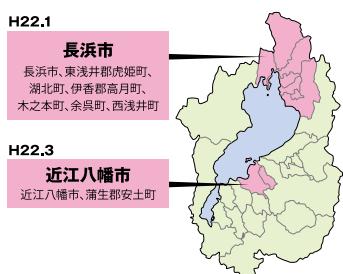
全国平均を越えて高まり続ける自動車保有台数

◆ 平成20年度から平成24年度の5年間における社会情勢の変化について

平成20年度から平成24年度の間に、市町合併や新名神高速道路の供用等により、人の流れや車の流れが変化しました。また、東日本大震災を契機に緊急輸送路としての道路ネットワークの重要性が再認識されました。

【市町合併の進展】

平成19年には26市町でしたが、市町合併により現在は19市町となりました。



【新名神高速道路の開通:平成20年2月】

平成20年2月23日に新名神高速道路が供用され、沿線の甲賀地域には、供用前6年間で滋賀県に進出した企業197社のうち、約4割にあたる79社が進出しました。



【東日本大震災の発生:平成23年3月】

全国で、高速道路、直轄国道、都道府県管理道路で約700区間弱が通行止めとなりました。これにより道路のあり方を改めて検討する必要がありました。



◆ 防災・減災対策について

現在、社会资本整備道路分科会(国土交通省)において、防災も含めた国土の信頼性確保が提案されています。滋賀県においても、異常気象時や災害時における信頼性の高い道路整備により一層取り組んでいきます。

防災も含めた国土の信頼性確保

- (1) 大規模広域地震への備え
 - ① 道路網の防災・減災対策による国土・地域の耐災性の向上
 - ② 発災後の的確な災害対応の実施
- (2) 全国各地で頻発する集中豪雨や大雪に対する道路網の信頼性と安全性の確保
- (3) 様々な手段を効果的に活用した災害情報の提供

出典:「道路分科会建議 中間とりまとめ」H24.6

道路の防災・減災対策

滋賀県では豪雨等による通行の遮断や、積雪等による日常生活に深刻な影響を与える交通阻害が生じています。
異常気象時においても地域が分断、孤立化することがないよう、バイパス等による整備とあわせ、防災対策として落石や崩土危険箇所の対策、水害に強い地域づくりを推進する道路の整備、融雪施設等の整備や除雪体制の強化といった雪寒対策を進めています。



大津市南部豪雨(H24年8月)による
県道大津南郷宇治線の被害状況

◆ 歩行者安全対策について

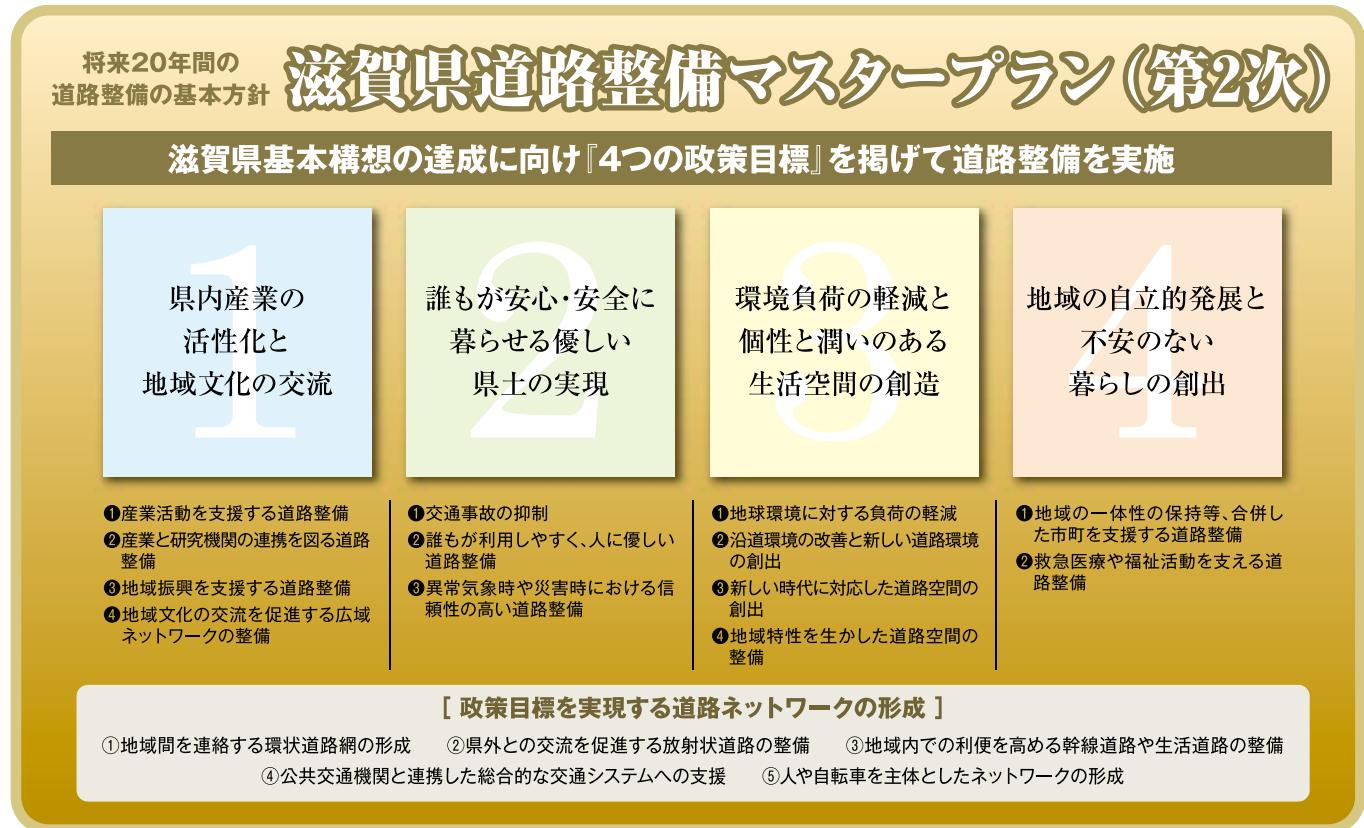
平成24年4月に京都府亀岡市で発生した集団登校中の児童死傷事故をはじめ、児童等が巻き込まれる痛ましい事故が相次いだことから、道路管理者や交通安全管理者、学校関係者などで緊急合同点検を実施し、1,234箇所の危険を確認しました。このうち、県管理道路の危険箇所は229箇所あり、今後はこの点検結果に基づき、計画的に安全対策を実施します。



通学路緊急合同点検

プログラム策定の流れ

滋賀県道路整備アクションプログラムの見直し・策定については以下のように検討を進めました。



【政策目標実現への3つの取り組み方】

- ①効果が実感できる道づくり ②わかりやすく、愛着の持てる道づくり ③自然環境や生活環境に配慮した道づくり

◆ 地域ワーキング 土木事務所管内ごとに各地域で開催。

内容 | ◇地域課題の抽出 ◇客観的評価マニュアルにおける地域特性の評価に必要な「**地域の重点項目**」を選定
◇今後の道路整備についての提言とりまとめ

委員 | 有識者、公募委員、道路利用者、市町職員等

具体化

◆ 客観的評価マニュアル(平成23年)

改築事業

バイパス整備や現道拡幅など

交通安全事業

右折レーンの延長や新設、交差点の視距改良など

5項目で評価

1. 必要性

2. 走行改善効果

3. 進捗状況

4. 事業熟度

5. 地域の重点項目

交通安全事業

自転車歩行者道や歩道の新設・改良

5項目で評価

3. 必要性

1. 計画の位置づけ

2. 道路利用状況

4. 進捗状況

5. 事業熟度

将来10年間の道路整備計画 滋賀県道路整備アクションプログラム

厳しい財政状況の中、「選択と集中」による重点化を図り、地域に真に必要な道路を優先して整備

| アクションプログラム見直しの経緯

道路整備アクションプログラムは、将来10年間の具体的な道路整備計画です。社会経済情勢の変化や新たな政策課題にかかる変更要素が生じた場合は適宜見直し、最長でも5年後には見直すこととしています。

平成24年度は、「道路整備アクションプログラム2008(平成20年6月策定)」の前期5箇年(平成20年度から平成24年度)の最終年にあたるため、平成23年度に改定した「道路整備マスターplan(第2次)」および「客観的評価マニュアル(H23)」に基づき、見直しを行いました。

この見直しにあたっては、県下8地域に設置した地域ワーキングにおいて、様々な立場から地域の課題を踏まえた意見をいただいたほか、地域の実情をより把握している市町に協力いただき、地域の声を反映させたプログラムとしています。

見直し後のアクションプログラムでは、平成25年度から平成34年度までの10年間の道路整備計画を示しています。



| アクションプログラム2008の実績 (平成20年度から24年度)

これまでのアクションプログラムでは、産業の振興や安全・安心な暮らし等に資する道路整備を重点的に進め、平成20年度から平成24年度の5年間で50箇所の事業が完了しました。また、32箇所の事業に着手してきました。

期間: 平成20年度から平成24年度(5年間)

完了箇所: 50箇所 (計画73箇所)

着手箇所: 32箇所 (計画46箇所)

» 国道422号(大石拡幅)



» 一般県道甲良多賀線(土田)



» 木部野洲線(小篠原)



» 国道365号(東上坂・村居田)



» 国道307号(牛飼・山上)



» 国道303号(岩熊・八田部)



» 大津能登川長浜線(仁保橋)



» 国道367号(途中谷)



近江の美知普請

住民協働での維持管理

「美知普請」とは、先人の感性から生まれた「美知」と、奉仕の精神である「道普請」を重ね合わせた言葉です。滋賀県では、県と県民やNPO、企業などが協働して道路管理に取り組んでいます。

①マイロード登録者制度

通勤、通学、買い物、営業活動などで通行する個人又は団体に、通行の支障となる道路の穴ぼこや側溝蓋の破損などを見つけた場合、速やかに各土木事務所等まで連絡していただくボランティア制度です。



長浜市下之郷町の皆さん

②道路愛護活動事業

県が管理する道路について、住民との協働による道路環境保全を目的としており、道路の植栽施設や路肩の維持管理を自治会等に委託する事業です。

③「美知メセナ」制度

「万葉集」で「みち」を表現した「美知」と、フランス語で企業による社会貢献を表す「メセナ」とをあわせて「美知メセナ」と名付けた、企業の方々に道路愛護活動をしていただくボランティア制度です。



協賛企業・団体名等を表示した「近江の友灯」管理票(イメージ)

④「近江の友灯」事業

安全で安心して利用できる道づくりを推進するとともに、道路照明灯の適切な維持管理を目的として、企業の方々等と協働して日常点検・維持管理を行う事業です。



アクションプログラムの前提条件

掲載対象事業

- 県が実施する道路事業、街路事業

- 改築事業：全体事業費5億円以上

- 交通安全事業：全体事業費1億円以上

※構想調査段階で路線認定されていないものは原則対象外
※国および高速事業については、現在事業化されているもの

計画の見直し等

- 社会経済情勢の変化や新たな政策課題にかかる変更要素が生じた場合は適宜見直す

- 最長でも5年後には見直す

- 透明性を確保するため、地域ワーキング等を実施し
県民の声を反映させる

滋賀県道路整備アクションプログラムに掲載されている個別路線の計画、位置等については、
最寄りの下記土木事務所にて閲覧が可能です。

- ❖ 大津土木事務所 道路計画課 ----- TEL.077-524-2820
- ❖ 南部土木事務所 道路計画課 ----- TEL.077-567-5439
- ❖ 甲賀土木事務所 道路計画課 ----- TEL.0748-63-6159
- ❖ 東近江土木事務所 道路計画課 ----- TEL.0748-22-7735

- ❖ 湖東土木事務所 道路計画課 ----- TEL.0749-27-2246
- ❖ 長浜土木事務所 道路計画課 ----- TEL.0749-65-6641
- ❖ 長浜土木事務所木之本支所 道路計画課 ----- TEL.0749-82-3888
- ❖ 高島土木事務所 道路計画課 ----- TEL.0740-22-6052